

# 平成28年度から適用される主な税制改正

## 町民税・県民税

### ●公的年金からの特別徴収制度の見直し(10月から)

公的年金からの特別徴収を停止し普通徴収へ切り替えている次の場合について、特別徴収が継続されます。

#### ■転出した場合

町外へ転出した場合でも、一定の要件の下、特別徴収を継続します。

#### ■税額変更する場合

現在、町から年金保険者へ特別徴収する税額を通知した後は税額を変更することができないため、

その場合は特別徴収を停止し、普通徴収へ切り替えています。今回の改正により、特別徴収税額を変更することが可能になるため、12月分と2月分の本徴収に限り変更後の税額によって特別徴収が継続されます。

### ■仮徴収税額の算定方法が見直されます。(特別徴収税額の平準化)

年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を「前年度分の公的年金等に係る所得割額と均等割額の合算額(年税額)の2分の1に相当する額とする」とされました。(表1)

#### 【補足】

本改正は、仮徴収税額の算定方法の見直しを行うものであり、年税額に変更が生じるものではありません。

表1

	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
改正前	前年度分の本徴収税額 3 (前年度の2月と同じ額)			年税額－仮徴収税額 3		
改正後	(前年度分の年税額÷2) 3			(年税額－仮徴収税額) 3		

※現行制度では、一度生じた不均衡が平準化されませんが、改正後は年税額が2年連続で同等額の場合は、平準化ようになります。

【公的年金からの特別徴収】公的年金から引き落としをする方法

【普通徴収】ご自身で納付する方法

【仮徴収(4・6・8月)】前年度の2月に特別徴収された金額と同額を仮に徴収する方法

【本徴収(10・12・2月)】町県民税から仮徴収分を差し引いた額の3分の1に相当する額を徴収する方法

### ●寄附金控除

#### ふるさと納税の拡充

#### ■特例控除額の上限の引き上げ

平成28年度以後の町民税・県民税から、都道府県市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)における特例控除額の上限が所得割額の10%から20%に引き上げられました。(表2)

#### ■ふるさと納税ワンストップ

#### 特例制度の創設

確定申告が不要な給与所得者等が都道府県市区町村に対し寄附を行う際、5団体以下であれば寄附先の団体に特例の申請をすることで確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられる制度が創設されました。

この特例を受けた場合、翌年度の町民税・県民税から所得税の軽減相当額を含めて控除されます(平成27年4月1日以後に行われる寄附から適用)。  
なお、次の項目に該当する場合は特例制度の適用は受けられません。

- ①寄附先が6団体以上ある場合
- ②確定申告や町民税・県民税申告を行う場合
- ③申請した内容に変更があった方が翌年1月10日までに変更届出書を提出していない場合

表2

	町民税・県民税 適用課税年度	特例控除額の上限
改正前	平成21～27年度(平成26年12月31日以前に寄附した場合)	所得割額の10%
改正後	平成28年度以後(平成27年1月1日以後に寄附した場合)	所得割額の20%



## ●税率の変更

### 原動機付自転車など

車種区分		現行	改正後
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪車	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
小型二輪	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

### 軽三輪・軽四輪自動車

車種区分	標準税率		重課税② (登録後13年超)
	平成27年3月31日 までの登録車	平成27年4月1日 以降の登録車①	
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽四乗用	自家用	7,200円	10,800円
	営業用	5,500円	6,900円
軽四貨物	自家用	4,000円	5,000円
	営業用	3,000円	3,800円

- 平成27年3月31日までに新規検査を受けた車…現行税率
- 平成27年4月1日以降に新規検査を受けた車…①
- 新規検査から13年経過した車(重課税適用)…②

## ●グリーン化特例(平成28年のみ適用)

グリーン化特例は、平成27年4月1日以降に新規検査を受けた車を対象に、燃費目標基準の達成度に応じ、その税額が軽減される制度です。

### 軽三輪以上乗用車

車種区分	現行	平成32年度燃費目標基準		電気自動車等	
		達成車	+20%達成		
軽四乗用	自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
	営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
三輪車	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	

### 軽三輪以上貨物車・三輪車

車種区分	現行	平成27年度燃費目標基準		電気自動車等	
		+15%達成車	+35%達成車		
軽四貨物	自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円
	営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円
三輪車	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	

問い合わせ先 ●町県民税・軽自動車税に関すること  
●ふるさと納税に関すること

税務課住民税係(内線42・43)  
企画財政課企画係(内線53)